

市税延滞金減免取扱要綱

(平成26年4月1日)

沿革

平成28年4月1日① 平成29年4月1日② 平成30年4月1日③
平成31年4月1日④ 令和3年4月1日⑤ 令和5年4月1日⑥

(目的)

第1条 この要綱は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）及び西宮市市税条例（昭和25年西宮市条例第15号。以下「条例」という。）第13条第5項の規定による延滞金の減免に関し必要な事項を定め、納税者間の公平性及び事務処理の適正化を図ることを目的とする。③⑥

(減免の対象税目)

第2条 延滞金を減免することができる税目は、次のとおりとする。

- (1) 市民税
- (2) 固定資産税
- (3) 軽自動車税
- (4) 市たばこ税
- (5) 特別土地保有税
- (6) 入湯税
- (7) 事業所税
- (8) 都市計画税

(減免の基準)

第3条 減免理由、減免期間及び減免割合は、別表のとおりとする。ただし、減免期間は、やむを得ない理由があると認められるときを除き、納期限又は減免理由が発生した日から原則として1年以内とする。

(減免申請)

第4条 延滞金の減免を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、本税を完納後に延滞金を納付又は納入するまでに、延滞金減免申請書（様式第1号）に減免を受けようとする理由を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、別表に規定する理由に該当することが明らかであると市長が認めるときは、当該書類の提出を省略することができる。

(減免決定)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、別表に規定する理由があると認められるかどうかを審査し、減免の可否を決定する。この場合におい

て、適当と認めるときは、延滞金減免決定通知書（様式第2号）により、不適当と認めるときは、延滞金減免不許可決定通知書（様式第3号）により、申請者に速やかに通知するものとする。③

2 市長は、減免の可否を決定する時点において、申請者の資力その他の事情の変化により減免の必要がないと認められるときは、前項の規定にかかわらず、減免しないことができる。

（減免の取消し）

第6条 市長は、延滞金の減免を受けた申請者が、虚偽の申請その他不正な行為によって減免の措置を受けたと認められる場合においては当該減免決定を取消し、その旨を当該申請者に延滞金減免取消通知書（様式第4号）により通知するとともに減免した延滞金を徴収する。③

（施行細則の委任）

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第3条関係）

理 由	期 間	割合
(1) 納税者又は特別徴収義務者（以下「納税者等」という。）が震災、風水害、落雷、火災若しくはこれらに類する災害を受け、又は通信若しくは交通が途絶されたとき。②	納税することが困難であったと認められる期間	全額
(2) 納税者等が火薬類の爆発、交通事故その他の人為による異常な災害又は事故に遭ったとき。 （その災害又は事故が生じたことにつき納税者等の責めに帰すべき事由がある場合を除く。）②	納税することが困難であったと認められる期間②	全額
(3) 納税者等がその事業又は業務について甚大な損失を受けたとき。	納税することが困難であったと認められる期間	半額
(4) 納税者等がその事業若しくは業務を休止し、又は廃止したとき。②	納税することが困難であったと認められる期間	半額
(5) 納税者又はこれと生計を一にする親族の疾病又は負傷などにより、多額の出費を要した	納税することが困難であったと認められ	全額 又は

ため、生活が困窮していると認められるとき。 ②	る期間	半額②
(6) 納税者が失業し、生活が困窮していると認められるとき。②	納税することが困難であったと認められる期間	半額
(7) 納税者が生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 11 条第 1 項各号の扶助を受けているとき。②	納税することが困難であったと認められる期間②	全額
(8) 法に規定する納税の猶予(徴収猶予、職権による換価の猶予、申請による換価の猶予をいう。以下この項において同じ。)に該当する旨の申請又は申出(以下「申請等」という。)があり、当該納税の猶予に係る許可があったとき。①	当該申請等(口頭によるものを含む。)があった日から、当該納税の猶予に係る申請書又は申出書が提出されるまでの期間(当該納税の猶予に基づく猶予の期限までに提出があり、かつ年 14.6%の割合を上限として計算される期間に限る。)①②	全額 又は 半額①
(9) 督促状、催告書又は再発行した納付書若しくは納入書(この項において「督促状等」という。)を発送又は交付してから当該督促状等において納付又は納入すべきとされた期間内に本税及び延滞金が完納されたとき。 又は、これに類する事実が生じた場合でやむを得ない事由があると認められるとき。②	督促状等の発送日又は交付日から本税及び延滞金が納付又は納入されるまでの期間 又は納付若しくは納入手続上必要と認められる期間②	全額
(10) 国税徴収法(昭和 34 年法律第 147 号)第 54 条第 2 号に規定する債権で即時に取り立てることができるものを差し押え、かつ、取り立てたとき(取立てまでに差し押えに係る本税及び延滞金が納付又は納入されたときを含む。)。①	差し押えた日から取り立てた日までの期間	全額

(11) 連帯納税義務者の一人が本税及び延滞金を納付又は納入したとき。②⑤	連帯納税義務者に生じた延滞金のうち必要と認める期間②⑤	全額②
(12) 法令等の規定により、納税者等の身体が拘束されたとき。②	納税することが困難であったと認められる期間②	全額②
(13) 前各項に定めるもののほか、やむを得ない事由により、特に減免の必要があると市長が認めるとき。②	必要と認める期間	全額 又は 半額

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

付 則（平成28年4月1日①）

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

付 則（平成29年4月1日②）

（施行期日）

第1条 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

（経過措置）

第2条 別表第8の項の規定については、平成29年度以後の年度分の市税について適用し、平成28年度以前の年度分の市税については、なお従前の例による。

付 則（平成30年4月1日③）

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

付 則（平成31年4月1日④）

（施行期日）

第1条 この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

（減免割合の特例）

第2条 当分の間、特例基準割合が年7.3パーセントに満たない年に限り、別表割合の欄中「半額」とあるのは、「当該延滞金の額が特例基準割合により算出した延滞金の額を超える金額」とする。

付 則（令和3年4月1日⑤）

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

付 則（令和5年4月1日⑥）

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。